

記載例

※ 誓約書は両面印刷してください

誓 約 書

今般、紀の川市の普通財産売払いに係る一般競争入札の参加にあたっては、下記事項に相違ない旨確約の上、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他の一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

以上誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

（宛先）紀の川市長

入札参加者

住所又は所在地 紀の川市西大井363 番地

氏名又は名称

及び代表者名 公共 一郎

印

（印鑑証明印）

記

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者には該当しません。また、同条第2項各号に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者には該当せず、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用しません。
- 2 私は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員には該当しません。
- 3 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成24年紀の川市訓令第5号）第7条別表第2に規定する者に該当しません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - （1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - （2）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - （4）契約の履行をしないこと。
 - （5）契約に違反し、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - （6）入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - （7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると貴市に認められること。
 - （8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 5 私は、紀の川市普通財産売払要綱及び入札公告を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。
- 6 当方の提出した書類から確認できる個人情報（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が岩出警察署に提供することに同意します。
- 7 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が岩出警察署に提供することに同意します。

<関係法令>

○ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4） 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6） 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7） この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）より抜粋

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。